

平成 25 年度予算概算要求・税制改正要望 (内閣府防災担当)

**平成 24 年 9 月
内閣府政策統括官（防災担当）**

目 次

I. 平成25年度内閣府防災部門予算概算要求

総括表	1
〈一般要求枠〉	
地震対策の基礎調査の推進	2
南海トラフの巨大地震・首都直下地震対策の策定	3
東日本大震災の教訓を踏まえた津波対策の推進	4
大規模噴火災害に備えた火山防災対策の推進	5
災害情報の共有に資する総合防災情報システム等の整備	6
防災に関する普及・啓発の推進	7
防災ボランティア連携推進	8
国際防災協力の推進	9
首都直下地震発生時における	
政府全体としてのバックアップ拠点に係る基礎的調査	10
南海トラフの巨大地震及び首都直下地震に関する	
応急対策活動の具体計画策定等調査検討	11
被災者生活再建支援金補助金	12
被災者生活再建支援法関連調査等	13
〈重点要求枠〉	
地域において防災を担う人材の育成	14
首都中枢機能のバックアップ	15
〈東日本大震災復興特別会計〉	
大規模災害時における情報収集・伝達機能の強化	16
ハード・ソフトが一体となった津波対策推進	18
民間企業等の防災対策支援	19
被災者支援の推進	21
孤立が想定される地域における通信の確保	22
災害から得られた知見・教訓等の海外への発信	23
東日本大震災を踏まえた国民運動の推進	24
II. 平成25年度内閣府防災部門税制改正要望事項	
	25

平成 25 年度内閣府防災部門 予算概算要求

平成25年度内閣府防災部門概算要求（総括表）

(単位：百万円)

	区分 (主要事項名)	前年度 予算額	25年度 要求額案	比 増△減額	対前年度 比	備考
一般 要 求	1. 災害予防	1,163	1,331	168	114.4	
	地震対策の基礎調査の推進	219	241	22	110.1	
	南海トラフの巨大地震・首都直下地震対策の策定	0	90	90	皆増	
	東日本大震災の教訓を踏まえた津波対策の推進	39	50	11	129.2	
	大規模噴火災害に備えた火山防災対策の推進	35	44	9	126.3	
	災害情報の共有に資する総合防災情報システム等の整備	374	308	△ 66	82.3	
	防災に関する普及・啓発の推進	42	85	43	202.2	
	防災に関する地域防災リーダー育成事業	0	10	10	皆増	
	防災ボランティア連携推進	21	44	23	210.3	
	国際防災協力の推進	135	135	0	100.1	
重点 要求 枠	地震対策等の推進	130	105	△ 25	80.5	
	首都直下地震発生時における政府全体としてのバックアップ拠点に係る基礎的調査	0	14	14	皆増	
	2. 災害応急対応	1,712	2,701	989	157.8	※特殊要因 中央合同庁舎第8号館移転経費(1,298百万円)含む
	中央防災無線網の整備・維持管理	1,503	1,056	△ 447	70.3	
	災害対策本部予備施設等の維持管理	127	130	3	102.4	
	南海トラフの巨大地震及び首都直下地震に関する応急対策活動の具体計画策定等調査検討	0	40	40	皆増	
	3. 災害復旧・復興	894	897	3	100.3	
	被災者生活再建支援金補助金	600	600	0	100.0	
	特定地震防災対策施設運営費	251	251	0	100.0	
	被災者生活再建支援法関連調査等	43	46	3	106.3	
東 日 本 大 震 災 復 興 特 別 会 計	4. 災害対策総合推進調整費	220	220	0	100.0	
	一般要求 計	3,988	5,148	1,160	129.1	※特殊要因除く対前年度比 96.5%
	1. 地域において防災を担う人材の育成	0	127	127	皆増	
	2. 首都中枢機能のバックアップ	0	55	55	皆増	
	重点要求枠 計	0	182	182	皆増	
	一般会計 計	3,988	5,330	1,342	133.6	
	1. 大規模災害時における情報収集・伝達機能の強化	94	823	729	871.6	
	災害情報収集ツールの整備	0	374	374	皆増	
	2. ハード・ソフトが一体となった津波対策推進	155	2,715	2,560	1751.6	
	3. 民間企業等の防災対策支援	29	798	769	2715.6	
特別会計	4. 被災者支援の推進	45	34	△ 12	74.5	
	5. 孤立が想定される地域における通信の確保	181	181	0	100.0	
	6. 災害から得られた知見・教訓等の海外への発信	101	47	△ 54	46.9	
	7. 東日本大震災を踏まえた国民運動の推進	0	494	494	皆増	
	特別会計 計	647	5,093	4,447	787.7	
	合計	4,635	10,424	5,789	224.9	

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

※被災者生活再建支援金補助金(東日本大震災分(92,563百万円))は復興庁一括計上

地震対策の基礎調査の推進

平成25年度概算要求額 241百万円

事業概要・目的

- 甚大かつ広域な被害を及ぼす恐れがある大規模地震について、総合的な地震対策の検討を実施するに当たっての基礎調査として、最新の科学的知見を用いた想定地震の再評価及び被害想定を行う。
具体的には、
 - ① 日本海溝・千島海溝周辺の海溝型地震や日本海側の地震について、東日本大震災を踏まえた想定地震の見直し及び積雪寒冷地特有の問題等も踏まえた被害想定に関する調査を行う。
(H20.12.5: 被害想定、H21.4.21: 地震対策大綱)
 - ② 中部圏・近畿圏の直下型地震について、今年度行った首都直下地震に関する基礎調査を踏まえた想定地震の見直し及び被害想定を行う。
(H18.1.25: 被害想定、H18.2.17: 地震対策大綱、H19.6.21: 応急対策活動要領、H20.12.12: 地震防災戦略)

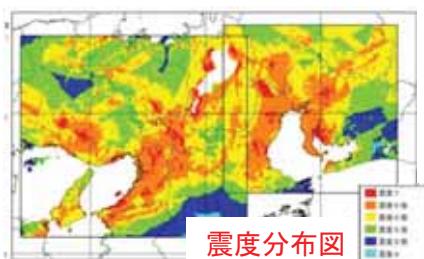
事業イメージ・具体例

- 最新の活断層、地盤、地形、人口、建物、土地利用状況等各種データ等の収集・整理
- 想定地震の再評価、震度分布・津波高の推計

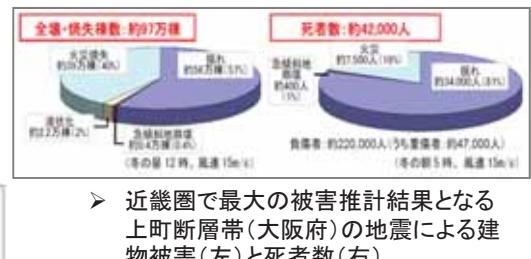
①最新の科学的知見を
データに反映



②想定地震の見直し



③被害想定に必要なデータの収集



期待される効果

- 最新の知見による被害想定を踏まえ、
 - ① 北海道及び東北圏等の積雪寒冷沿岸地域
 - ② 中部圏・近畿圏の広域化した市街地や石油コンビナート等の沿岸工業地帯等の経済の重要な拠点等においてより適切な地震防災対策の推進及び被害の軽減が図られる。

南海トラフの巨大地震・首都直下地震対策の策定

平成25年度概算要求額 90百万円

事業概要・目的

- 南海トラフの巨大地震モデル検討会及び首都直下地震モデル検討会により検討が進められている最新の科学的知見に基づく震度分布や津波高、南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ及び首都直下地震対策検討ワーキンググループにより検討が進められている被害想定等、さらに、東日本大震災の教訓を踏まえ、「あらゆる可能性を考慮して」既存の地震対策を総点検し、新たな課題の整理及びその対応策等の検討を行い、被害の最小化を図る「減災」の考え方を徹底した、さらなる防災施策の強化・充実を図り、「災害に強くしなやかな社会」の構築を目指す。
- 具体的には、現在、基礎調査を行っている「南海トラフ巨大地震」及び「首都直下地震」について、予防、応急、復旧・復興までの地震対策のマスタープランとしての「地震対策大綱」、具体的な減災目標やその達成のための施策を定めた「地震防災戦略」を作成又は見直し、より効果的かつ実効性のある対策を推進し、被害の軽減を図る。

事業イメージ・具体例

- 地震動・津波高の推計、被害想定結果等のとりまとめを踏まえつつ、地震防災対策に関する施策の具体化を図る。

- 今年度の基礎調査（南海トラフ巨大地震、首都直下地震）
 - ・想定地震像（震度分布、津波高）
 - ・被害想定（直接被害（人、建築物等）、経済被害） 等

今後の検討事項

地震対策のマスタープラン

地震対策の減災目標の設定

減災対策による減災効果の評価

- 津波対策
- 帰宅困難者対策
- 水・食料等緊急物資の確保
- 住民、民間団体等との「協同」等の地域連携の強化 等

期待される効果

- 南海トラフ巨大地震及び首都直下地震について、地震対策大綱や地震防災戦略の策定、対策の推進方策の検討等により、施策の具体化を図り、当該地震の発災時における被害の軽減に寄与する。

東日本大震災の教訓を踏まえた津波対策の推進

平成25年度概算要求額 50百万円

事業概要・目的

- 東日本大震災では、想定をはるかに超える巨大な地震・津波が発生し、戦後最大の人命が失われ膨大な被害の発生をもたらした。
- 南海トラフ沿いで発生する大規模地震の津波浸水想定等の見直しが進められており、相模トラフ沿いで発生する大規模地震等の海溝型地震と併せて、津波対策を早急に見直す必要がある。

東日本大震災を踏まえ、津波対策の抜本的見直しが必要

○津波避難対策の推進

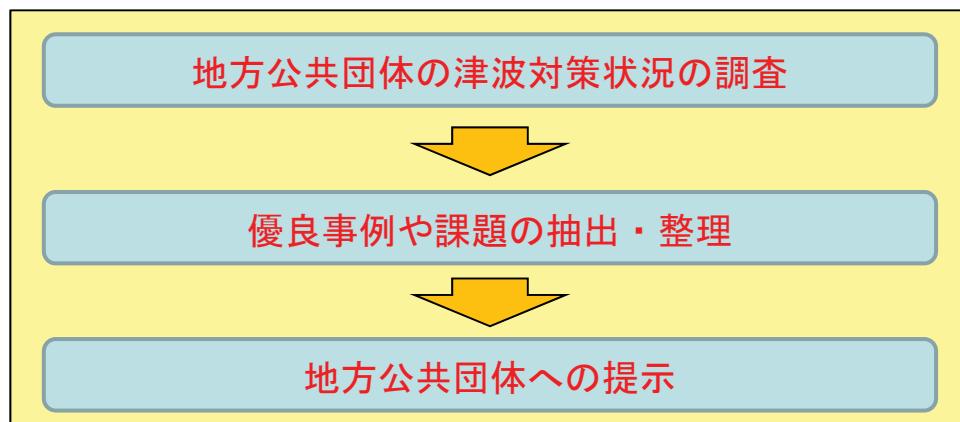
最大クラスの津波に対しては、取りうる手段を尽くした総合的な津波対策の推進が必要

○防災情報体制の充実・強化

津波警報等の情報は命に関わる情報であるため、住民等に対して確実に伝達するための仕組みが必要

事業イメージ・具体例

- 地方公共団体の津波対策の推進に向け、地方公共団体の津波対策の状況を調査し、優良事例や課題を抽出・整理し、地方公共団体に提示する。



- 津波警報等の津波避難に必要な防災情報について、個人レベルにまで迅速かつ的確に伝達するシステムのあり方や活用方策について調査・検討を進める。

期待される効果

優良事例を共有するとともに、津波対策の施策に関する状況及び課題を把握することにより、地方公共団体における津波対策の見直しの促進及び取組の推進を図り、以て、津波被害を軽減する。

大規模噴火災害に備えた火山防災対策の推進

平成25年度概算要求額 44百万円

事業概要・目的

○各火山地域における火山防災の取組の推進

各火山地域における火山防災の取組を推進するために、H23年度の検討会にて「避難計画策定の手引」と「火山防災マップ作成指針骨子」を作成し、火山防災連携会議の設置が提言された。H24年度は「作成指針」を完成させ、火山防災連携会議を設置する。H25年度は、「作成指針」や「手引」を用いて説明会等を行うとともに、引き続き、火山防災エキスパートの派遣や火山防災連携会議の開催を行う。

○大量の降灰が被害を及ぼす要因と影響の分析

大規模噴火時には、広域に大量の降灰が予想され、H24年度の「広域的な火山防災対策に係る検討会」においてその対応策が検討される。しかしながら、降灰が社会インフラ等へ被害を与える要因(メカニズム)や影響の程度は不明な点も多いことから、H25年度に、これらに関する調査を行う。

○火山防災と地域振興の両立策の検討

火山防災の取組が進まない原因の1つとして、低頻度災害故に住民等の防災意識が向上しづらいこと、観光への悪影響の懸念がある。そこで、H23年度の検討会の「火山との共生」について検討すべきとの提言を踏まえ、H25年度に火山防災と地域振興を両立させる仕組みについて検討を行う。

事業イメージ・具体例

○各火山地域における火山防災の取組の推進

- ・火山地域での「火山防災マップ作成指針」や「避難計画策定の手引」を用いた説明会・研修の開催
- ・火山防災エキスパート制度の運用(派遣及びWG開催)
- ・火山防災連携会議の開催(H25年度は火山地域で開催)

○大量の降灰が被害を及ぼす要因と影響の分析

- ・国内外の事例調査、有識者や事業者へのヒアリング等により分析を行う。

【例】鉄道、道路、電力供給、電波通信、浄水場、農林漁業等

- ・家屋倒壊の被害想定を算出する。

○火山防災と地域振興の両立策の検討

- ・各地域の優良事例調査や、事業者等のヒアリングなどを通じて火山防災と地域振興を同時に進める仕組みを検討する。

【例】火山の観光への利用(ジオパークなど)、地熱による地域エネルギー供給やハウス栽培、観光客への防災情報提供の仕組み 等

期待される効果

○各火山地域における火山防災の取組が進み、噴火時における住民等の円滑な避難が可能となり、被害が軽減される。

○大量の降灰に備えた、社会インフラの整備や改善が進むとともに、農林漁業復興支援策や社会システムのあり方の検討等が進む。

災害情報の共有に資する総合防災情報システム等の整備

平成25年度概算要求額 308百万円

事業概要・目的

総合防災情報システムは、政府等における災害発生状況の早期把握や、迅速・的確な意志決定を支援するため、防災情報を地理空間情報として共有するシステムである。



現行の取組と課題

- 内閣府の既存システムをH22年度に統合
- 中央省庁への共有を先行し、H23.5より運用開始
- 都道府県との連携に向けた実証実験をH24年度に実施
 - 各省庁や民間が保有する資源・システムとの連携が必要
 - 地方公共団体等との一層の情報共有の促進が必要

H25年度実施内容

○「総合防災情報システム」の安定した保守・運用

災害の発生に備え、24時間365日の継続かつ安定的な運用のため、障害発生時のシステム全般に係る保守・運用体制を確保する。

○地震関連被害に関する被害推計の導入検討

地震の揺れによる被害に加えて、津波や火災等による被害に関する推計手法の導入について検討する。

○他機関システムとの連携強化

避難勧告等の発令状況やライフライン復旧状況などの防災情報を早期に把握するため、他機関情報システムとの連携強化を図る。

○インターネットを活用した防災情報の共有

総合防災情報システムに集約された情報を、インターネットを通じて広く閲覧できるようにする。

- 他機関が運用するシステムとの連携が図られることにより情報の収集・伝達の省力化が図られ、災害対応能力の向上が期待される。
- また、「新たな情報通信技術戦略（平成22年5月11日IT戦略本部決定）」に明記された防災情報のシームレスな共有と利活用の推進を図ることができる。

防災に関する普及・啓発の推進

平成25年度概算要求額 95百万円

事業概要・目的

誰にでも起こりうる災害による被害を少しでも軽減するため、各個人や地域コミュニティにおいて、自らの生命・財産や地域の暮らしを守るために取組を進め、社会全体の防災力を向上させることが重要である。

このためには、個人や家庭、地域、企業、関係団体等社会の様々な主体が連携し、総力を挙げて防災に関する国民運動の展開を図る必要がある。

また、防災週間など防災に関する記念日・週間等の機会を最大限に活用して、国民が平常時においても防災を意識し、身近なところから防災に参画する意義が認識されるようにする必要や、個人や企業による防災に関する自発的な取組に対する社会的な評価を高めるため、優れた取組の表彰や紹介、これらの取組の担い手の交流の場の提供等を行う必要がある。

さらに、過去に経験した大規模災害について、被災の状況、政府の対応、国民生活への影響、社会経済への影響などを体系的に収集することにより、被災の経験と国民的な知恵を的確に継承し、国民の防災意識を啓発するとともに、将来の災害対応に資する必要がある。

事業イメージ・具体例

○防災フェア等普及啓発のためのイベントの実施

防災週間及び津波防災の日、東日本大震災発生日前後に国民向けに啓発のためのイベントを実施することにより、国民の防災意識を高める。

○防災ポスターコンクール

広く国民から防災を啓発するポスターを公募し、これを審査・表彰することにより、国民に防災意識を啓発するとともに、防災意識啓発用の各種パンフレット、防災関連行事等での展示等に活用する。

○防災教育・減災教本の作成

成人層や地域の団体といった自助・共助の担い手のための教材を作成し、その内容を地域の研修会等の教育における素材として活用できることにより自主的な防災・減災に関する教育活動を支援する。

○地域防災リーダー育成のための防災研修の実施

災害発生時に地域や職場の防災リーダーとして活動が見込まれる者に、災害対応のマネジメントができる地域防災リーダーを育成するための研修を実施する。

○災害教訓の継承に関する調査

過去の大災害から現代の災害につながる教訓を導き出し、防災施策への反映や防災意識の普及啓発に役立てる。

○一日前プロジェクト

被災者や災害対応経験者方々のうち、一般の方や、企業の方など様々なメンバーに被災体験について、事前に備えておけば良かったこと、備えておいてうまくいったことなどのインタビューに応えていただき、その話の中から導き出されるエピソードを整理してとりまとめ、防災教育教材等に役立てる。

期待される効果

○広く国民に防災思想及び防災知識を普及啓発することにより、自助・共助・公助の組み合わせによる社会全体の防災力の向上が期待される。

○防災のスペシャリストが養成されることにより、発災時における国と地域の連携が強化される。

防災ボランティア連携推進

平成25年度概算要求額 44百万円

事業概要・目的

- 「ボランティア元年」といわれる阪神・淡路大震災から東日本大震災を経て、近年の災害においては、様々な場面で防災ボランティアが活躍している。
- 特に、東日本大震災では、全国から多くのボランティアが集まり、従前の市区町村単位を前提とした枠組みを超えて、被災地内外で相互に支え合いながら、広域連携した活動に取組んだ。
- 他方、防災ボランティア活動の環境整備について、様々な課題や論点が浮き彫りになっている。



「共助」の重要な分野である防災ボランティア活動の展開を促進するためには、ボランティア等への情報提供や交流の場づくりとともに、実際に活動を行った方々が課題や成果を持ち寄って意見交換し、さらには平時からの訓練を通して、広域連携を含めた体制構築がなにより重要となる。

事業イメージ・具体例

○ 防災ボランティアの活動実態の情報収集・発信

「防災ボランティア活動検討会」を開催し、実際に活動を行った方から平成24年度に発生した災害に対する現場での活動状況を提供していただき、その課題や解決に向けた方法等について検討を行う。また、「防災ボランティアのつどい」において、活動を広く一般国民に向けて紹介する。

○ 防災ボランティアに係る訓練

これまで、東日本大震災で得た知見を踏まえ、平成23年度に「防災ボランティア広域連携の手引き」をまとめ、平成24年度には南海トラフ巨大地震等に対応するための問題点を整理する。これらを受けて、平成25年度は、実際の個々・連携の活動を支援するため、ボランティア等による訓練を実施し、現場で発生する可能性のある問題を洗い出す。

期待される効果

- 東日本大震災や平成24年度に発生した災害での教訓を、ボランティア等の間で共有する等、今後の効果的なボランティア活動を支援する。
- 大規模災害時に、多様な活動主体に対する送出し・受入れを広域的に行うための体制構築を支援する。

国際防災協力の推進

平成25年度概算要求額:1.4億円

○世界ではアジアを中心に大きな災害被害が毎年のように発生

- ・2004(平成16年)12月
スマトラ沖地震・インド洋大津波 約23万人
- ・2008(平成20年)5月
中国・四川大地震 約9万人
- ミャンマー・サイクロン「ナルキス」約13万人
- ・2011(平成23年)3月
日本・東日本大震災 約2万人

(人数は、すべて死者・行方不明者数)
四川大地震で倒壊した建物
(中国四川省・都江堰市)



サイクロン「ナルキス」の被害を受けた住宅
(ミャンマー)

→ 国際社会において、災害被害の軽減は、共通の重要課題

我が国主導で策定された国際合意「兵庫行動枠組2005–2015」の推進のため、国際機関やアジア各国とのネットワークを活用した多国間防災協力を推進。

これまでの国際防災協力の進展

- 1994(平成 6年) 第1回 国連防災世界会議(横浜)
- 1998(平成10年) アジア防災センター設立(神戸)
- 2000(平成12年) 「国際防災戦略(ISDR)」活動開始 (1999年国連総会決議)
- 2005(平成17年) 第2回 国連防災世界会議(神戸)
 - ・国際社会における防災活動の指針となる「[兵庫行動枠組\(HFA\)2005–2015](#)」採択
- 2010(平成22年) 第4回 アジア防災閣僚級会議(仁川)
- 2012(平成24年7月) 世界防災閣僚会議 in 東北(宮城県、岩手県、福島県)
- 2012(平成24年10月) 第5回アジア防災閣僚級会議(インドネシア)

【平成25年度の概要】

1. 国連など国際機関を通じた防災協力

平成25年5月 第4回防災グローバル・プラットフォーム会合 於:ジュネーブ

2015年に終期を迎える「兵庫行動枠組」の後半を迎える、ISDR事務局によるHFAの実施とフォローアップ強化を支援し、世界的な災害対応能力の向上を通じた災害被害の軽減を図る。

2. アジア地域における多国間防災協力

自然災害に対する脆弱性の高いアジア地域に対し、防災情報の収集・提供、アジア防災会議の開催、人材育成、域内各サブ地域での取組等を通じて、アジア地域における各国の防災能力の向上を図り、域内の災害被害軽減を図る。

3. 日中韓などの地域内防災協力

第4回日中韓サミット及び第2回日中韓防災担当閣僚級会合を踏まえ、災害リスク軽減及び災害発生時の協力に関して協議するための会議や人材セミナー、日韓防災会議等を通じ、日中韓の防災協力を強化する。

首都直下地震発生時における 政府全体としてのバックアップ拠点に係る基礎的調査

平成25年度概算要求額 14百万円

事業概要・目的

- 首都直下地震等の大規模広域災害の発生が懸念される中で、官邸等が被災により使用できない場合の東京圏外における代替拠点は現在のところ設定されていない。
- 首都直下地震対策検討ワーキンググループ中間報告においては、東南海・南海地震等の大規模地震を想定してあらかじめ定められている現地対策本部の設置予定箇所及び各府省庁の地方支分部局が集積する各都市を代替拠点として、あらかじめ設定し、被災の状況に応じて、このうちから業務を継続する代替拠点を決定すべきであるとされている。
- 首都直下地震発災時における東京圏外の代替拠点の検討に資するため、代替拠点の各候補地における基礎的調査を行う。

事業イメージ・具体例

- 首都直下地震対策検討ワーキンググループ中間報告において示された現地対策本部の設置予定箇所及び各省庁の地方支分部局が集積する各都市（札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、福岡など）について、その環境を調査する。
 - ・インフラの集積情報の調査
 - ・情報バックアップ施設等の集積状況の調査
 - ・大企業の事業継続計画（BCP）における各候補地の代替拠点としての位置づけの調査
 - ・代替拠点周辺の危険物等の調査
- さらに、東京と同時被災した場合など、様々なシミュレーションの実施により代替拠点候補地の基盤的な状況に係る調査を実施する。

期待される効果

- 代替拠点に係る基礎的調査を実施しておくことで、被災状況に応じて速やかに代替拠点を決定し、応急活動、復旧・復興活動に専念することが可能となる。
- 今後、首都直下地震以外の事象への対応の際にも代替拠点決定に極めて有用な資料となる。

南海トラフの巨大地震及び首都直下地震に関する 応急対策活動の具体計画策定等調査検討

平成25年度概算要求額 40百万円

事業概要・目的

【目的】

- 南海トラフの巨大地震及び首都直下地震に対する応急対策活動の具体的な計画を調査・検討する。

【概要】

- それぞれの巨大地震の想定災害に対する応急対策活動を実施するにあたり、被害に対する必要な人員・物資等の数量を調査・解析する。
- また、人員・物資を具体的にどこからどこにどれだけ配備するのか、活動の拠点となる施設をどこにするかなどについて、関係機関と調整を図るとともに、有識者による検討会を立ち上げ、助言をいただき、応急対策活動の具体的な計画を策定する。

事業イメージ・具体例

南海トラフ巨大地震対策検討WG最終報告（平成24年末予定）

首都直下地震対策検討WG最終報告（平成24年度末予定）

各地震の大綱、戦略及び応急対策活動要領の決定

応急対策活動の具体的な必要数量を算出

人的・物的被害に対して必要な応急対策活動の人員・物資などの必要となる数量を算出

活動拠点等の調査・調整

部隊の配備元や活動拠点、物資の調達元や輸送機関・集積拠点等について関係機関と調整

有識者による 検討会の開催

全6回程度開催し、
計画策定に当たっての助言を頂く

各巨大地震に対する応急対策活動の具体計画を策定

期待される効果

- 大規模地震災害に対する応急対策活動の具体的な計画を策定しておくことで、発災時には、政府だけでなく地方公共団体を含めた関係機関の迅速な対応が可能。

被災者生活再建支援金補助金

平成25年度概算要求額： 600 百万円

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援法人が支給する支援金の2分の1に相当する額を補助する。

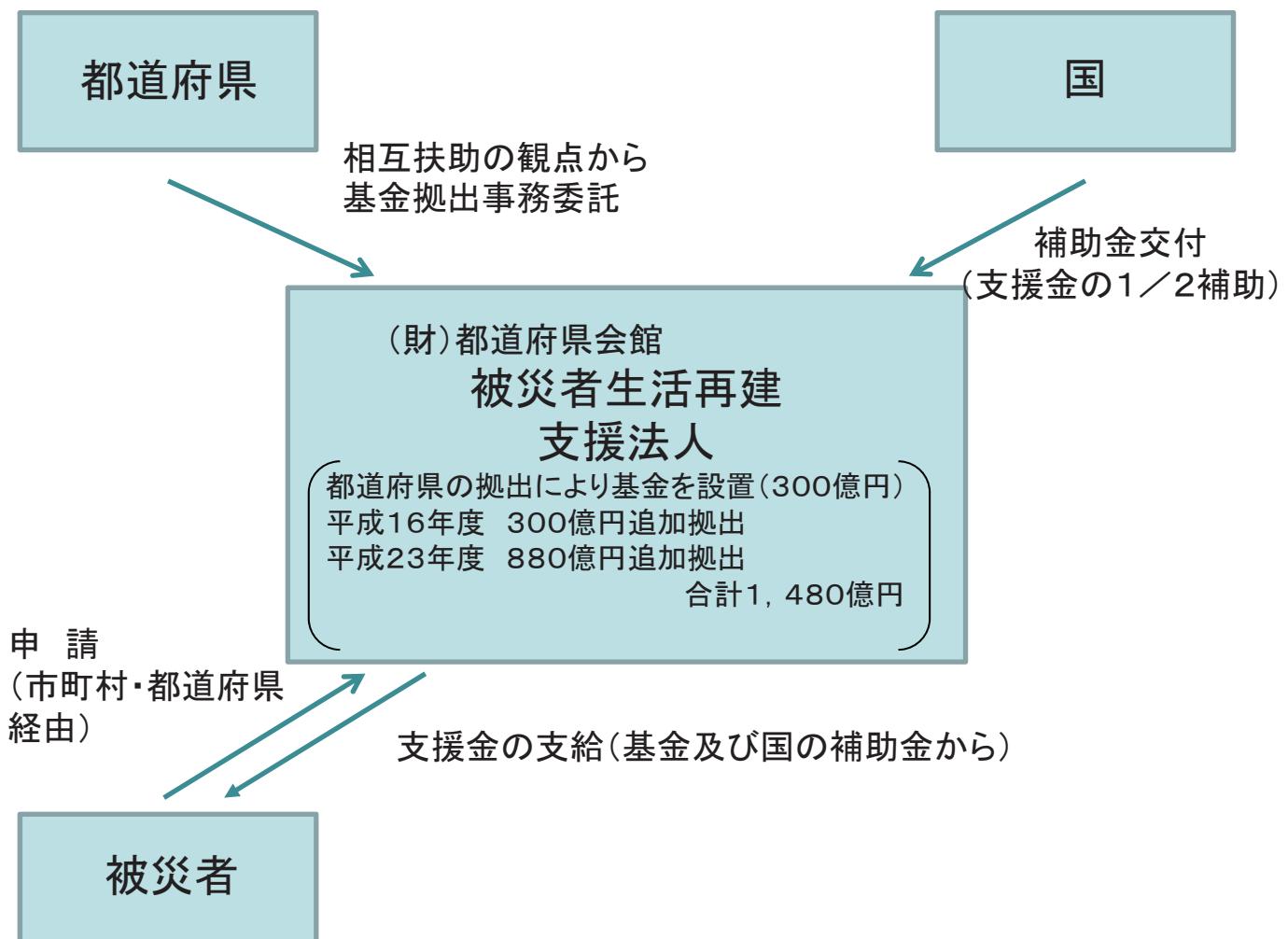
被災者生活再建支援法(平成10年制定)

【目的】 自然災害の被災者の生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資すること。

- 全都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金(注)を活用し、住宅が全壊した世帯等に対して最大300万円までの被災者生活再建支援金を支給
- 国は支給される被災者生活再建支援金のうち1／2を補助

(注)平成23年度末基金残高 約1,005億円

(参考) 被災者生活再建支援金支給制度の仕組み



被災者生活再建支援法関連調査等

H25概算要求額:46百万円

○被災者生活再建支援法関連調査

被災者生活再建支援制度の適正な運用を図るため、支援法の適用状況や支援金支給世帯の生活再建実態の調査研究、検討等を行う。

(参考) 東日本大震災における被災者生活再建支援金支給状況(7月31日現在)

- (財)都道府県会館における被災者生活再建支援金の支給世帯数・支給総額等
 - ・青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、埼玉県、東京都、新潟県、長野県の各都県が適用対象
 - ・支給世帯は約18.1万世帯
(基礎支援金:約18.1万世帯、加算支援金:約8.3万世帯)
 - ・支給総額は合計で約2,366億円

○復興対策の推進

災害の被害認定基準等の適正な運用の確保

平成24年度調査に実施する、東日本大震災を踏まえた住家の被害認定の一層の迅速化・適正化のための調査結果を受け、必要な検討を加え、順次、執務資料・説明教材の改訂を実施するとともに、地方公共団体職員等を対象とした研修を実施する。

被災者の住まいのあり方に関する検討

多額のコストがかかりながら、利用期間が原則2年間である応急仮設住宅のあり方も含め、被災者の住まいのあり方全般について、調査及び検討を行う。

新たな復興対策の推進

復興段階における住民の合意形成に係る課題を抽出し、発災時に円滑かつ迅速な復興計画を策定するための平時における取組について調査・検討を行う。

地域において防災を担う人材の育成

平成25年概算要求額:127百万円（重点枠）

中央防災会議「防災対策推進検討会議」最終報告(平成24年7月)

- 職員の派遣・研修を含む地方公共団体との連携等による体制の充実
- 国・地方の人材育成・連携強化に資する防災訓練等の充実強化
- 政府の防災部門と地方との人事交流の機会の拡充による国・地方を通じた危機管理についての経験のある職員の増加



第1 地方の防災エキスパートとなる人材育成に関する推進経費

1. 目的

- 大規模かつ広域的な自然災害に対処するべく、地方自治体や指定公共機関等の若手・中堅職員を中心に、地域防災のエキスパートとなる人材を育成。
- 広域的な災害対応を可能とする職員間のネットワークを構築。

2. 事業概要

南海トラフ巨大地震被災想定地域の地方自治体、指定公共機関等から毎年約100名程度が参加し、

- 防災関係機関における既存の研修等を受講、見学
- 「有明の丘基幹的広域防災拠点施設」を活用した総括的な研修
- 内閣府防災での勤務

を実施。



10年で1,000人の
ネットワーク構築

第2 「有明の丘基幹的広域防災拠点施設」を活用した防災・減災を担当する人材育成の計画的推進経費

1. 目的

- 10年間で全国の地方自治体の防災担当職員（約6,000名）に対し、研修を実施。
- 地方自治体の災害対応能力の向上。



2. 事業概要

- 年間約600人の地方自治体の防災担当職員を対象に、職務内容と経験に応じ、一般職員、課室長等中堅職員、部局長等幹部職員に分け、情報収集分析能力、事案対処の立案能力、災害対策本部運営及び災害広報の能力等総合的防災対応力を養成する研修を実施。
- 「有明の丘基幹的広域防災拠点施設」を活用。



首都中枢機能のバックアップ

平成25年度概算要求額 55百万円（重点枠）

目的

- 首都直下地震発生時において、首都中枢機能のバックアップ拠点となる大阪合同庁舎4号館に多重無線通信設備、電話交換機及びパソコン等を整備する。

概要

現在の現地災害対策本部の装備

○通信設備

・衛星通信用ケーブル（屋上～1階）	1式
・LANケーブル（4階及び2階の会議室内）	1式
・電話配線（4階及び2階の会議室内）	1式
・光ファイバー（事業者線：100MBPS）	1回線
・可搬型衛星地球局（※2）	1式
・中央防災無線網内線電話（※1・2）	150台
・FAX（※1・2）	5台

○電源設備

・分電盤（4階、2階）	1式
・電源配線（4階、2階）	1式

○情報機器

・大型モニター（※1・2）	5～10台
・TV会議装置（※2）	1台
・パソコン（※1・2）	150台
・プリンタ（※1・2）	5台

※1：発災時に立川防災拠点等に保管している機器を持ち込む。

※2：大阪地区に保管している設備を持ち込む。



首都機能バックアップ関連予算（平成25年度概算要求）

○バックアップ機能強化（重点枠）

・多重無線通信回線	1式
・NTT外線	50回線
・電話交換機（50回線）	1台
・電話機	150台

効果

- 首都直下地震により首都機能に壊滅的な被害が発生した場合の東京圏外での首都中枢機能のバックアップ拠点に情報通信設備を整備することにより、迅速な災害対応が可能となる。

大規模災害時における情報収集・伝達機能の強化(1)

平成25年度概算要求額 449百万円（復興枠）

目的

○首都直下地震用衛星系通信設備の整備

首都直下地震発生時に緊急災害対策本部と指定公共機関及び首都圏自治体とを接続する中央防災無線網による地上系通信回線のバックアップ回線として整備している衛星通信装置の更新を行う。

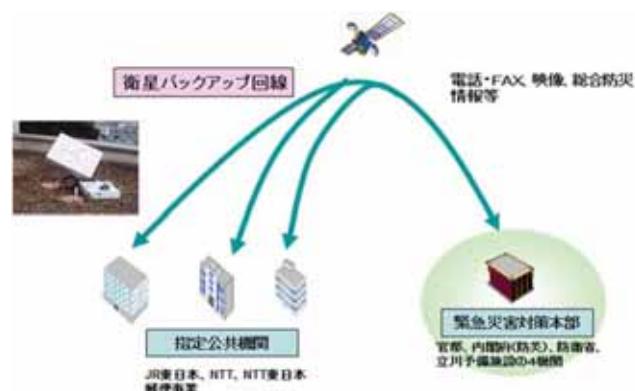
○最高裁判所への中央防災無線網設備の整備

首都直下地震など巨大地震発生時の国家としての業務継続体制を確保するため、最高裁判所に中央防災無線網設備を整備する。

概要

○首都直下地震用衛星系通信設備の整備

指定公共機関等の17機関（日銀、日赤、NHK、東日本高速、首都高速、東京ガス、日本通運、東京電力、電源開発、日本原電、KDDI、NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）の可搬型衛星通信設備を迅速な回線構築が可能な小型、高機能な設備に更新する。



○最高裁判所への中央防災無線網設備の整備

- ・多重無線通信設備 1回線
- ・電話交換設備 1式
- ・ネットワーク設備 1式
- ・電話機・FAX 1式
- ・無停電電源設備 1式



効果

○衛星通信装置の更新により、従来の電話・FAXに加え、映像伝送やデータなど多目的な災害情報伝達が可能となる。

○首都直下地震など巨大地震発生時において、行政・司法・立法の三権が一体となって、国家としての業務継続体制の確保が可能となる。

大規模災害時における情報収集・伝達機能の強化(2)

平成25年度概算要求額 374百万円（復興枠）

目的

○災害対策基本法の改正により、都道府県が自ら情報収集等のための必要な措置を講ずべきこと、国・地方公共団体等が情報を共有し連携して災害応急対策を実施すること、救援物資支援を都道府県・国は要請を待たずに実施できること、市町村・都道府県の区域を越える地方公共団体間の被災住民の受け入れ手続き及び都道府県・国による調整手続き等が規定された。このため国・都道府県では、被災市町村における情報を迅速に収集することが必要であることから発災初期の迅速な災害情報収集を可能とする災害情報収集ツールを整備する。

概要

○災害情報ツールの整備

- ・災害情報収集装置 1式
- ・災害情報収集端末 3,484台

○情報収集・伝達イメージ

- ・国の地方支分部局等から被災自治体に派遣されるリエゾンが、情報収集端末を用いて、災害情報を収集し、衛星携帯電話又は自営通信回線を用いて情報を情報収集装置に伝送し、国・都道府県等で情報共有する。



効果

○発災初期の迅速な情報収集体制が確保されることにより、国・都道府県が情報共有することで、国における効果的な災害対応や都道府県同志の支援等に役立てる。

例) 緊急物資支援の迅速・的確な判断、孤立地区の迅速な支援、応急医療の迅速な判断等に寄与する。

ハード・ソフトが一体となった津波対策の推進

平成25年度概算要求額 2,715百万円 (復興枠)

事業概要・目的

- 東日本大震災における津波による甚大な被災経験や津波対策の推進に関する法律（平成二十三年法律第七十七号）の制定等を踏まえ、特に緊急的に津波対策が必要な都道府県及び市町村において、ハード・ソフト一体的な津波対策の推進を図る。

(1) 交付対象

都道府県及び市町村 ※津波対策の緊急度の高い箇所を選定

(2) 対象事業

①都道府県

- 津波防災計画の基礎となる地形データの作成、津波浸水予測図作成、被害想定の実施

②市町村

- 円滑な避難に資する津波ハザードマップの作成
- 津波避難に資する施設、機器の整備

(3) 国費割合 1/2

事業イメージ・具体例

①都道府県

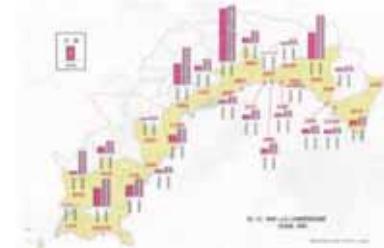
○地形データ作成等の基礎調査 ○津波浸水予測図作成 ○被害想定の実施



地形データの作成



津波浸水予測図作成



被害想定計算

②市町村

○津波ハザードマップの作成 ○津波避難に資する施設、機器の整備



津波ハザードマップの作成



築山の整備



津波避難施設の整備



緊急警報放送対応機器

期待される効果

緊急的に津波対策が必要な都道府県及び市町村の津波対策が推進され、今後の津波被害の軽減につながる

民間企業等の防災対策支援（1）

平成25年度概算要求額 48百万円（復興枠）

事業概要・目的

災害が発生し、企業活動が滞ると、影響は各企業にとどまらず、地域の雇用・経済に打撃を与え、取引関係を通じて他の地域にも影響を与えることが懸念される。

このため、災害時における企業の事業活動の継続を図るため、企業による「事業継続計画（BCP）」の策定・運用を推進することは、我が国社会や経済の安定性の確保のために極めて重要である。

現在、「日本再生戦略」工程表において、「大企業BCP策定率：ほぼ全て、中堅企業BCP策定率：50%」を目標として、企業への情報提供・普及啓発に取り組んでいる。

また、東日本大震災では想定を超える広域的な被害が発生し、サプライチェーンの途絶を始めとして、企業活動へ深刻な影響を与えた。

今後、南海トラフ巨大地震や首都直下地震の備えとして企業の事業継続力を高めるためには、自企業のBCP策定のみならず、企業間・地域でのBCP連携やBCPの継続的な改善を可能とする訓練が不可欠であり、その事例収集・情報提供を行うと共に「事業継続ガイドライン」等へのフィードバックを行う必要がある。

事業イメージ・具体例

○ 事業継続ガイドライン等の充実

企業がBCPを策定・運用する際の指針となる「事業継続ガイドライン」（2009年11月第二版、2013年2月第三版予定）等の運用上の問題点の検証・普及啓発を行う。

○ 東日本大震災における企業の対応事例収集・検証

東日本大震災における企業の事業継続対応に係る事例収集・検証から、事業継続上の重要事項を抽出する。

○ 企業における事業継続の取組に関する実態調査

大規模災害時の重要な機能を担う公共機関・ライフライン企業について、平成19年度、平成21年度、平成23年度に引き続き全国でのBCP策定状況や課題の把握等のための調査を実施する。

○ 企業の事業継続における連携訓練に関する検討・調査

企業BCPの実効性向上を図るため、地域・業種区分等をこえた連携訓練を調査・企画・実施し、BCPのフォローアップに係る事例収集・情報提供を行う。

期待される効果

- ・企業BCPの策定・運用の推進、事業継続の取組を通じての企業防災力向上
- ・災害時の人的・物的被害、間接的経済被害の軽減
- ・我が国社会や経済の安定性の確保
- ・サプライチェーンや地域での事業継続力の強化

民間企業等の防災対策支援（2）

平成25年度概算要求額 750百万円（復興枠）

事業概要・目的

- ・東日本大震災の影響により、首都圏においては、鉄道等を使って通勤・通学している人々の帰宅手段が閉ざされ、約515万人（内閣府推計）に及ぶ帰宅困難者が発生した。
- ・屋外で被災した帰宅困難者は待機する場所がない場合が多いため、帰宅が可能となるまでの間に一時滞在し、食料・飲料水、災害関連情報等の提供を受けられる施設を確保する必要がある。
- ・首都直下型地震から人命を守り、被害を最小化させるため、一時滞在施設における防災用品の備蓄の促進を図る補助制度を創設する。

事業イメージ・具体例

（1）交付対象

都道府県又は政令指定都市

（2）対象事業

事業継続計画（BCP）を策定し、かつ、地方公共団体（市町村）と帰宅困難者を受け入れるための一時滞在施設に関する協定を締結した、事業所又は企業が所有する一時滞在施設の備蓄

上記に対して防災用品の備蓄費用を補助

帰宅困難者を支援し、減災力向上を図る。



期待される効果

- ・想定される帰宅困難者対策が推進される。
- ・一時滞在施設及び企業の備蓄が整備される。
- ・企業の事業継続計画（BCP）の策定が促進される。
大企業：46%（現在）
中堅企業：21%（現在）

被災者支援の推進

平成25年度概算要求額 34百万円（復興枠）

【背景】

- ◎ 中央防災会議の防災対策推進検討会議最終報告書において、今後重点的に取り組むべき事項として、「被災者避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援」として、災害時要援護者対策、避難所における生活等が盛り込まれているところ。
- ◎ また、同様に、被災者が生きがいや仲間を得られるようにすること、地域のつながりの維持・再生、被災者の心のケアを含めた健康の確保、仕事の確保等による暮らしの再生等についても盛り込まれているところ。
- ◎ 平成24年度においては、
 - ・要援護者の避難支援が円滑に図れるよう、必要に応じガイドラインの見直し
 - ・避難所における良好な生活環境確保のための取組の指針の策定を実施



- ◆ 上記を踏まえた取組の徹底を図ることで、地方公共団体における要援護者対策、避難所の環境確保に関する取組を推進することが必要
- ◆ 避難所生活のみならず、仮設住宅等入居後までの期間を対象として、被災者の自立につながる支援のあり方や生活再建に係る総合的な支援の検討が必要

【平成25年度における取組】

避難所における良好な生活環境対策及び災害時要援護者対策の推進

- ・課題の抽出・分析による解決指針の提示、先進的な地方公共団体の事例をモデルケースとして紹介するようなテキストを作成
- ・あわせて、ブロック単位で都道府県の担当者を対象とした全国キャラバンを実施

- ・災害対策法制の見直し
- ・「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」の見直し、「避難所における良好な生活環境確保のための取組指針」の策定等を受け、地方公共団体の取組促進による在宅被災者等も対象としたよりきめ細かな被災者支援の実施

被災者の自立・生活再建支援に向けた取組に関する調査研究

- 東日本大震災後の取組を踏まえ、仮設住宅等入居後までの期間を視野に入れ、
- ・被災地のニーズを考慮しつつ、働くことなどを通じて被災者の生きがい、やりがい、経済的な面での生活再建に結びつける方策
- ・被災者と地域のつながりの維持・再生、心身の健康確保の方策
- など検討

- 被災者が生活再建に取り組めるような、総合的な自立支援の適切な実施

孤立が想定される地域における通信の確保

平成25年度概算要求額 181百万円（復興枠）

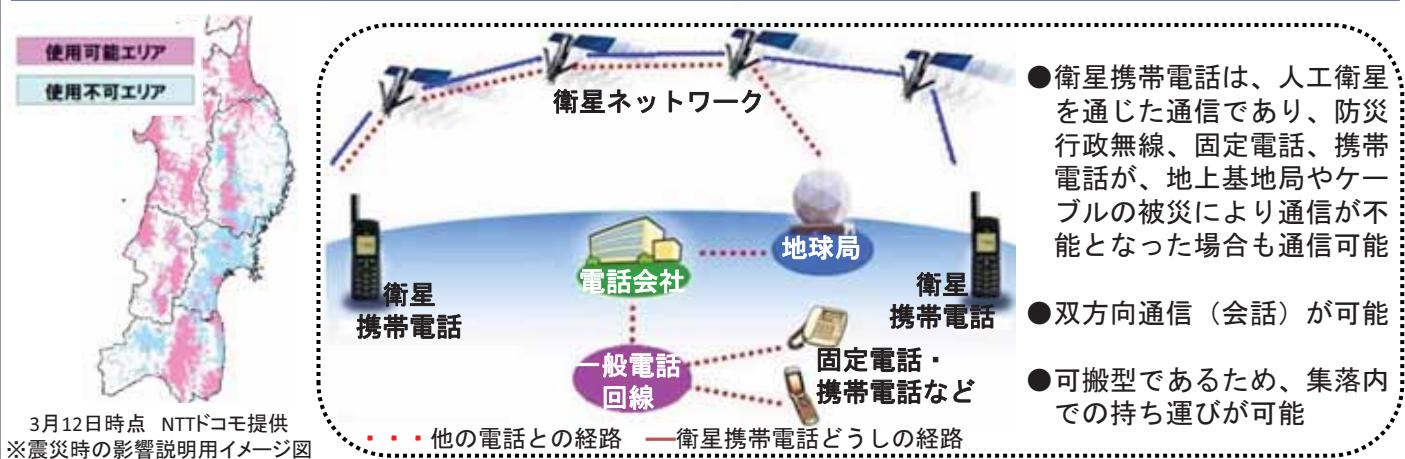
事業概要・目的

- 災害時に孤立可能性のある集落は、全国で、農業集落17,406箇所、漁業集落1,805箇所あるが、衛星携帯電話の整備率は、孤立可能性のある農業集落で2.3%、漁業集落で2.5%と極めて低い水準。
- 東日本大震災や平成23年9月の台風12号では、多数の孤立集落が発生するとともに、多数の加入電話の不通や携帯電話の基地局の停止により、孤立集落との連絡が困難な状況が発生した。
- 災害時の救急、救助、情報収集などを行うために、既存の地上系の通信システムを補完する衛星系の通信システムの導入が不可欠。
- このため、集落の孤立時に、外部との連絡を行う「衛星携帯電話」と当該携帯電話のバッテリーを充電する「非常用発電機」の購入に対し国が支援を行う。
 - ・事業主体：地方公共団体（都道府県及び市町村）
 - ・対象集落：孤立可能性のある集落
 - ・補助率等：1/2（国費175千円（一箇所）を上限）

事業イメージ・具体例

東日本大震災時における孤立者と通信の被害状況について

- 東日本大震災では、20,000人超^{※1}の孤立者が発生したと推定。
 - 孤立者の情報は、ヘリコプター等により上空から収集したものがほとんどであり、ヘリコプター等が飛行していない箇所等については、正確な情報が把握できていない。
 - 加入電話は約87万9500回線^{※2}が不通、携帯基地局は計約1万3千カ所^{※3}が停止し、下左図のように東北地方の広い範囲で携帯電話が不通となった。
- (※1) 平成23年8月25日「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」資料、(※2)3月13日8:00時点、(※3)3月12日18:30時点



期待される効果

- 集落が地震、津波、土砂災害等により孤立し地上系の通信手段が途絶しても、衛星携帯電話で通信を行うことにより、迅速な応急・救急活動が可能となる。

災害から得られた知見・教訓等の海外への発信

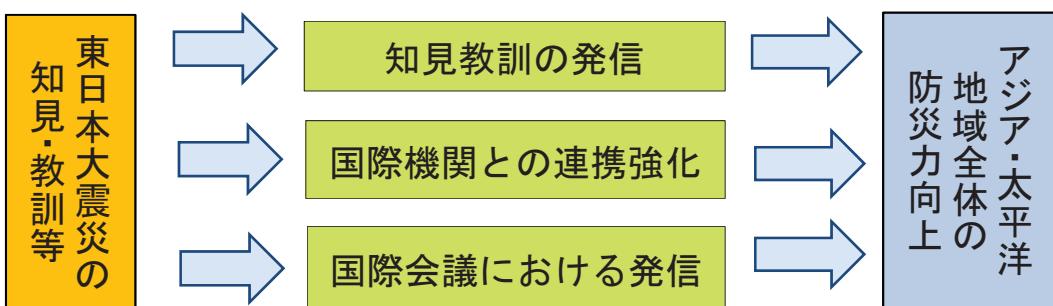
平成25年度概算要求額 47百万円（復興枠）

事業概要・目的

【目的】

- ・「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づいた「世界に開かれた復興」
- ・中央防災会議「防災対策推進検討会議」最終報告を受けて、
①東日本大震災の経験や復興の過程で得た知見や教訓の海外との共有
②2015年国連防災世界会議の日本招致及び「兵庫行動枠組」（2005年採択の国際合意）の後継枠組の検討

【事業概要】



事業イメージ・具体例

(1) 知見・教訓等の発信に係る調査

東日本大震災から得られた知見・教訓、「兵庫行動枠組」の後継枠組へ反映すべき点等を調査し、国際社会に発信する。

(2) 国連国際防災戦略事務局(UNISDR)への拠出

我が国の知見・教訓をポスト「兵庫行動枠組」に反映させるため、国連機関との情報交換・情報共有を推進するとともに、我が国の復興の状況を国際社会への発信を推進する。

(3) 防災グローバル・プラットフォーム会合への出席

ポスト「兵庫行動枠組」策定に向けた議論がなされるとともに、国連防災世界会議招致へ向けたアピールの場となる同会合に出席し、我が国が得た知見・教訓を発信する。

期待される効果

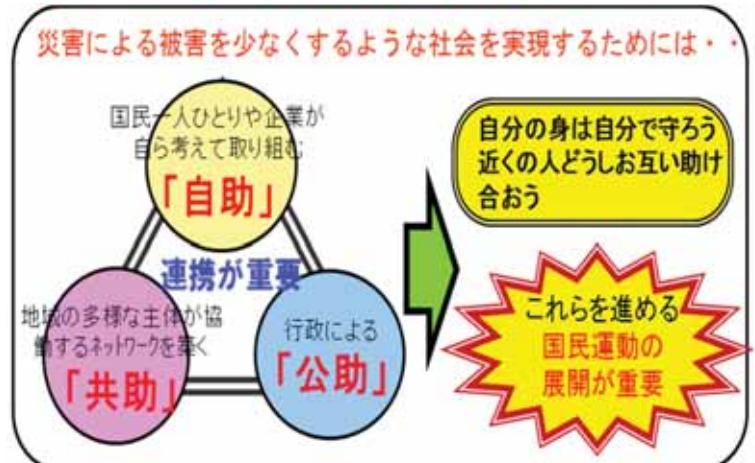
- 我が国を含めた、アジア・太平洋地域全体の防災体制の強化及び防災意識の向上
- 2015年国連防災世界会議及び「ポスト兵庫行動枠組」策定に向けた情報発信及び我が国のプレゼンス確保

東日本大震災を踏まえた国民運動の推進

平成25年度概算要求額 494百万円（復興枠）

事業概要・目的

- 災害による被害の軽減のためには、国及び地方公共団体のみならず、個人、家庭、企業、団体等が平常時から防災を意識し、いざという時に減災に向けた行動をとることができるようにする必要である。
- このため、個人、企業、団体等の様々な主体が連携し、国の総力をあげて防災・減災に向けた新たな国民運動の枠組みを作るとともに、東日本大震災の発生日など防災に関連した記念日等の機会を活用し、国民各層が身近なところから防災・減災の行動を行うための普及・啓発活動を行い、減災に向けた国民運動を展開する。



事業イメージ・具体例

地区別、時期別（記念日別）、災害別、訴求対象別に下記の取組を行う。

- ①国民に対する「意識調査」を実施し、国民運動の課題を明確化する。また、課題の解決に向け、有識者の知見を活用するため、「推進会議」を開催する。
- ②国民運動の「シンボルマーク」について、公募を行い、東日本大震災の発災日に合わせて表彰を行う。また、将来の国民運動を担う若者を養成する観点から、「子ども防災サミット」を開催する。
- ③季節ごとの災害、記念日にあわせ、過去の災害情報を整理しコンテンツ化するほか、新たに発生した災害等に関する災害別の映像・特集記事等を作成し、ネット上のテキスト広告・ポータルサイト等を通じて、広く国民に発信・対話を行う。
- ④スマートフォン向け広報を通じ、国民が身近なところから「減災」の基本的な知識に触れられるようにする。
- ⑤記念日等の機会を活用して、広く新聞、ラジオ等マスメディアを通じた広報を行う。

期待される効果

- ・国民の防災・減災に関する意識を高める。
- ・減災について国民が身近に感じられるようにする。

平成 25 年度内閣府防災部門 税制改正要望事項

平成 25 年度内閣府防災部門税制改正要望事項

1. 首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る課税標準の特例措置の創設

(地方税:固定資産税)

<国土交通省と共同要望>

【目的】

首都直下地震・南海トラフ地震に備えた、鉄道利用者の安全性の確保

【適用対象・条件】

首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等における利用者の多い駅や路線

【租税特別措置の内容】

首都直下地震、南海トラフ地震により震度6強以上が想定される地域等において、補助を受けて整備する以下の鉄道施設の耐震対策により取得した鉄道施設につき、固定資産税の課税標準の特例措置(5年度分2／3)を講じる。

・1日あたり乗降客1万人以上の駅

・1日平均断面輸送量が片道概ね1万人以上の線区又は緊急輸送道路等に影響を及ぼす区間の高架橋、橋りょう、地下トンネル

【適用期間】

2年間

2. 都市再生安全確保計画に記載された都市再生安全確保施設を有する建築物に対する課税標準の特例措置の創設

(地方税:固定資産税・都市計画税)

<内閣官房、国土交通省と共同要望>

【目的】

大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞在者の安全の確保

【適用対象・条件】

都市安全確保計画に記載される都市再生安全確保施設(備蓄倉庫)を整備又は取得した場合

【租税特別措置の内容】

大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞在者の安全を図るために、都市再生緊急整備協議会が作成する都市再生安全確保計画に記載される都市再生安全確保施設について、以下の特例措置を講じ

る。

- ・対象施設の固定資産税・都市計画税の課税標準控除(課税標準1/2控除、5年)

(対象施設)備蓄倉庫スペース

【適用期間】

2年間

3. データセンター地域分散化促進税制の創設

(国税:法人税、地方税:固定資産税)

<総務省と共同要望>

【目的】

データセンターの地域分散化の促進による、我が国情報通信基盤の耐災害性の強化

【適用対象・条件】

電気通信回線を介して自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を営む電気通信事業者(電気通信基盤充実臨時措置法に基づく実施計画の認定を受けた電気通信事業者に限る。)が、東京圏以外のデータセンター内に設置するサーバー等の設備を取得した場合

【租税特別措置の内容】

認定計画に従って取得したサーバー、ルーター、スイッチ及び非常用電源装置について、以下の特例措置を講じる。

- ・取得価額の30%の特別償却
- ・取得後5年度分の固定資産税の課税標準を1/2に圧縮

【適用期間】

2年間

4. 住宅の耐震改修等のリフォームをした場合の特例措置の拡充等

(国税:所得税(投資型)、地方税:固定資産税)

<国土交通省、経済産業省、環境省と共同要望>

【目的】

住宅の耐震化を推進、災害に強い国土・地域づくりの実現

【適用対象・条件】

全国

【租税特別措置の内容】

既存住宅について一定の①耐震改修、②バリアフリー改修、③省エネ改修の要件を満たす改修を行った場合、当該住宅に係る以下の特例措置を講じる。(下線は防災関連事項)

○国税(所得税(投資型))

- ・省エネ改修、バリアフリー改修の適用期限の2年間延長
- ・省エネ改修の対象工事の拡充
- ・申請手続の運用の改善(証明書の発行主体の追加、様式の見直し等)
- ・工事費要件の見直し

○地方税(固定資産税)

- ・耐震改修に係る特例の拡充(工事翌年から3年間、税額の1/2を軽減する。)
- ・省エネ改修、バリアフリー改修の適用期限の3年間延長
- ・申請手続の運用の改善(証明書の発行主体の追加、様式の見直し等)
- ・工事費要件の見直し

【適用期間】(*防災関係部分のみ)

- ・所得税(投資型): 平成25年12月31日
- ・固定資産税: 平成27年12月31日

5. 災害に強い物流効率化施設に係る特例措置の拡充・延長

(国税: 所得税・法人税、地方税: 固定資産税・都市計画税)

<国土交通省と共同要望>

【目的】

災害時の物流機能の早期回復

【適用対象・条件】

一定の防災対策を実施した物流効率化施設

【租税特別措置の内容】

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に基づく認定を受けた特定流通業務施設に係る、所得税・法人税の割増償却制度(5年間10%)、固定資産税・都市計画税の課税標準の特例(5年間1/2等)について、以下の特例措置を講ずる。

- ・特例措置を2年間延長
- ・対象施設の要件として一定の防災対策の実施を付加
- ・複数事業者の共同事業による場合には対象施設の要件を緩和(拡充)

【適用期間】

2年間

6. 雨水貯留浸透利用施設に係る割増償却制度の延長

(国税: 所得税・法人税)

<国土交通省と共同要望>

【目的】

官民一体となった流域における浸水被害対策の推進

【適用対象・条件】

雨水貯留浸透利用施設を設置する河川管理者以外の者

【租税特別措置の内容】

河川管理者以外の者が設置する雨水貯留浸透利用施設に係る法人税・所得税の割増償却制度(5年間1割増償却)について、適用期限(平成25年3月31日)を2年間延長する。

【適用期間】

2年間



内閣府

郵便番号 100-8969

東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

中央合同庁舎第5号館3階

内閣府政策統括官（防災担当）

電話 (03) 5253-2111 (大代表)

URL <http://www.bousai.go.jp>